

2019年8月28日

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けられました皆様へ

みらい少額短期保険株式会社

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けられました多くの皆様からのお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口にて、ご契約者の皆様からのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

どのような些細な事でも結構ですので、是非ご相談ください。

○ 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内 ○

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」及び「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までご連絡ください。

⇒ **弊社担当窓口：フリーダイヤル 0120-651-051（受付時間：平日 9:30～17:00）**

災害救助法適用の状況

適用都道府県	適用市町村	法適用日
佐賀県	佐賀市（さがし）、唐津市（からつし） 鳥栖市（とすし）、多久市（たくし） 伊万里市（いまりし）、武雄市（たけおし） 鹿島市（かしまし）、小城市（おぎし） 嬉野市（うれしのし）、神埼市（かんざきし） 神埼郡吉野ヶ里町（かんざきぐんよしのがりちょう） 三養基郡基山町（みやきぐんきやまちょう） 三養基郡上峰町（みやきぐんかみみねちょう） 三養基郡みやき町（みやきぐんみやきちょう） 東松浦郡玄海町（ひがしまつうらぐんげんかいちょう） 西松浦郡有田町（にしまつうらぐんありたちょう） 杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう）	2019年8月28日

	杵島郡江北町 (きしまぐんこうほくまち) 杵島郡白石町 (きしまぐんしろいしちょう) 藤津郡太良町 (ふじつぐんたらちょう)	
--	--	--